

釧路市施設予約システム構築業務 仕様書

2023(令和5)年4月
釧路市

1 委託契約等の概要

(1) 件名

釧路市施設予約システム構築業務

(2) 目的

「釧路市デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進方針」に掲げる「スマートフォンの中に市役所がある」の基本理念のもと、電子申請の取り組み等を進めているところであり、公共施設の予約についてもオンラインで手続きができるようにするためのシステムを導入し、行政サービスのデジタル化を推進する。

(3) 履行期間

契約日 から 令和6年3月31日まで

(4) 公開時期

令和5年7月1日

2 委託業務の概要

(1) システム構築

施設予約を効率的、効果的に行えるよう本仕様書「3 機能概要」で示す機能を備えた釧路市施設予約システム（以下「システム」という。）の構築を行うこと。

構築にあたっては本市担当者へのヒアリング等を通じて搭載機能や掲載内容の洗い出しを行い、要件定義及び設計を行うこと。

(2) システム運用・サポート

運用・サポートについては本件の範囲外であるが、以下を想定している。

- ① システムの安定運用を図るため、クラウドサーバ・ネットワークのセキュリティを確保すること。
- ② 使用するソフトウェアやクラウドサーバの仕様等を変更する場合は、機能が損なわれることのないようにすること。
- ③ ソフトウェアやコンテンツ等に脆弱性が発見された場合は、直ちにセキュリティ対策を行うこと。なお、実施にあたっては類似環境による適用テストを行った上で本番環境へ適用すること。
- ④ システムの安定運用のために、サービス停止が必要な場合は、サービス停止の10日前までに本市に通知するとともに、本市の運用に影響を及ぼす場合は予め協議すること。
- ⑤ 計画的なシステム停止以外の要因によりシステムの不具合やサービス停止が発生した場合、受託者は直ちにサービスの復旧または代替手段を用意し、サービスの安定運用に努めること。

- ⑥ システムに関する本市からの問合せ・相談について電話やメール等での対応を行うこと。
- ⑦ システム利用に際して、有益な情報は積極的に提供すること。

3 機能概要

以下に示す機能を構築すること。

(1) 基本要件

- ① システムは 24 時間 365 日利用可能であること。ただし、深夜の時間帯におけるバックアップ処理や保守のための計画的な停止を除く。
- ② 本サービスはオンプレミスではなく、クラウド型の提供サービスであること。
- ③ 障害発生時に、速やかにシステムの復旧を行えるよう、バックアップ及びバックアップからの復旧の仕組みを構築すること。
- ④ 利用者はパソコン及びスマートフォンでサービスを利用できること。
- ⑤ ID とパスワードにより管理者及びユーザーの認証ができること。
- ⑥ 管理画面は Edge、Google Chrome 等のブラウザにて操作が行えること。また、それぞれの最新バージョンで動作すること。
- ⑦ システムアカウントのログイン ID を 10 以上保有できること。また、管理者がアカウントごとに操作範囲を制限できるようにすること。
- ⑧ クレジットカード決済機能を有すること。
- ⑨ 今後も公的個人認証、スマートロック連携及び抽選等、新たな機能の追加が可能なシステム構成であること。

(2) セキュリティ要件

- ① サーバー等の環境設備は日本国内に配置すること。
- ② 利用者が使用する端末との通信は SSL/TLS による暗号化通信とすること。
- ③ 不正アクセスが行われた場合、速やかに対策を行えるシステムであること。

(3) 管理者側機能要件

- ① 管理者の追加及び削除ができ、追加時は管理者ごとの権限や操作可能範囲の設定ができること。
- ② 施設ごとに利用可能時間を日ごと及び月ごとが設定、及び月ごとの利用件数及び時間の上限が設定できるとともに、他施設を含めた利用上限の設定ができること。
- ③ 施設ごとに一般利用や団体利用などの利用の種別ごとに区分設定ができること。
- ④ 施設ごとに限定公開またはテスト公開ができること。
- ⑤ 間取り図が掲載できるほか、PDF ファイルなどの資料データの掲載ができること。

- ⑥ サイト内の画像を設定・変更することが可能であり、施設の写真掲載や、並び替えなどの編集ができること。
- ⑦ 施設ごとの付帯設備や備品などのオプションの貸出しと、料金や数量の設定ができること。また、オプションの写真を登録できること。
- ⑧ バーベキュー場の炉や体育館などを面割りして貸出すことができ、複数の面を同時に予約できる機能を有すること。
- ⑨ 貸出日から起算した任意の日数及び時間により予約期限が設定でき、受付開始と終了を時刻で設定できること。また、貸出ができない日や時間を施設及び面単位で設定することができること。
- ⑩ 時間単位及び利用区分単位で料金を設定できること。
- ⑪ 利用時間に対して片付けなどに要する時間（予約できない時間）の設定ができること。
- ⑫ 予約に対して管理者の承認の必要の有無を設定できること。
- ⑬ 予約者に自動でメール等により予約の可否を送信できること。
- ⑭ 免除や減免など利用者の属性により区分が設定でき、予約時に選択できること。
- ⑮ 予約を一覧で閲覧でき、施設や面、予約ステータスで絞込及び利用日順や更新順でソートができること。また、施設ごとに予約状況がカレンダー形式で閲覧でき、表示する時間範囲を任意で選ぶことができること。
- ⑯ 電話等で別途受け付けた予約をシステムで登録できること。
- ⑰ 使用許可書や領収書等が発行でき電子印鑑を設定ならびに発行者名を設定変更できる機能を有すること。
- ⑱ 予約者に対してメール等でメッセージやファイルのやり取りができること。また当該やり取りをタイムライン形式で閲覧できること。
- ⑲ 予約者に対して予約の変更を依頼することができること。また、管理者が予約をキャンセルできること。
- ⑳ キャンセル料金を設定できること。
- ㉑ クレジットカード決済の設定ができ、売り上げの明細を CSV 形式でダウンロードできること。

(4) 利用者側機能要件

- ① 利用者は利用者アカウント登録を行い、登録後はアカウント登録時に指定したメールアドレスとパスワードでログインできること。また、利用者が自らアカウント情報の変更やアカウントの削除ができること。
- ② アカウント登録をする際は利用者が登録したメールアドレスで認証して登録できること。
- ③ 利用者はログインしなくても施設の空き状況を確認できること。また、施設

の空き状況を「○」や「△」などの視覚的に分かりやすい表示で確認することができること。

- ④ 利用者は利用時に施設の一覧、写真、間取り図、地図情報及び詳細情報を見ることができること。また、施設の場所をインターネットの地図上で確認できること。
- ⑤ 施設の利用規約等が容易に確認できること。
- ⑤ アカウントでログインする前に施設の空き状況を日程などから検索して確認できること。
- ⑦ 管理者が任意で設定した予約に必要な項目（利用日、時間、人数など）を簡便に入力でき、有料施設の場合はクレジットカード決済の利用が可能であること。
- ⑧ 施設予約時に同時に付帯設備や備品などのオプションを選択して予約できること。
- ⑨ 管理者にメール等でメッセージが送信でき、また管理者からメッセージを受け取ることができること。
- ⑩ 利用者は自らの予約を一覧で閲覧することができ、また詳細を確認することができること。
- ⑪ 利用者からの予約変更・キャンセルリクエスト機能を有すること。予約承認前後にて利用者からキャンセルのリクエストが可能であり、管理者がキャンセル料金の設定後にキャンセル完了となる仕組みであること。キャンセル時は管理者に対してメールが送付される仕組みを有すること。
- ⑫ 予約承認後、クレジットカード決済支払いの場合、領収書の発行ができること。領収書の宛名は発行時に利用者が任意で設定できること。

4 プロジェクト管理

(1) プロジェクト計画書

受託者は契約締結後に本業務の概要を記した「プロジェクト計画書」を提出すること。計画書には、スケジュール、導入体制および役割分担、システム構成図(概要)を記載すること。

(2) ミーティングの開催および議事録作成

システムの構築にあたり、必要に応じてミーティングを行うこと。オンライン開催時は受託者がホストとなって行うこと。また、ミーティング実施時は議事録の作成を行うこと。

5 職員支援

(1) マニュアル作成

本システムの操作方法を詳細に記入したマニュアルを作成すること。

(2) 研修の実施

当市職員に対しシステムの操作方法について研修を行うこと。

6 納品物

下記について納品を DVD-R 等にて行うこと。

(1) 納品物

- ① プロジェクト計画書
- ② 画面遷移設計仕様書
- ③ 操作マニュアル
- ④ 議事録

7 その他

(1) 管理責任者の配置

システム構築に係る管理責任者を定め、業務の全般にわたり業務管理を行うこと。

(2) 秘密の保持

受託者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。業務終了後も同様とする。

(3) 再委託

本業務の委託契約部分に係る業務の全部または一部の処理を第三者に委託する場合、あらかじめ書面による再委託に係る本市の承認を得る必要がある。受託者は、再委託先の行為については、全責任を負うこと。

(4) 権利の帰属

本システム構築に関する一切の著作権は本市に属するものとする。ただし、システムは含まない。なお、成果品等に受託者以外の第三者からの権利侵害に関する訴えがあった場合は、受託者の責において解決するものとする。

(5) 損害賠償

受託者が業務の実施に伴い、第三者に損害を及ぼしたときは、受託者がその損害を賠償しなければならない。

(6) 疑義

本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合、または本仕様書に定めのない事項で協議の必要がある場合は、受託者は本市と協議を行うこと。